

件名：	「山口市みんなの手話言語条例」の施行を契機とした意思疎通支援の充実について
担当課：	市政番組：総合政策部 広報広聴課 広報担当 (電話：083-934-2753) 支援や助成：健康福祉部 障がい福祉課 障がい者支援担当 (電話：083-934-2794)

## 〇概要

手話は言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進と手話の普及を図ることで、誰もが手話を使用しやすい環境を築き、全ての市民が尊厳を持って共に生きる地域社会の実現を目指し、昨年12月の市議会におきまして、議員提案によります政策条例として制定されました「山口市みんなの手話言語条例」が4月1日に施行されます。

これまでも本市では、市民が手話に親しんでいただくため、偶数月の市報15日号に簡単ですぐに使える手話を紹介する「ワンポイント手話」のコーナーを設けるなど、手話への理解の促進等に努めてきました。

このたび、条例の施行を契機として、手話を第一言語とする方へ速やかに市政情報を発信するため、ケーブルテレビと民放2局で放送している市政番組に、(社福)山口県聴覚障害者福祉協会の御協力を得て、手話通訳を取り入れ4月1日から放送します。

また、手話への理解を促進するため、市報やまぐちや市政番組に手話言語条例に関する特集を組むなど、広く市民の方に対して手話への理解の促進、手話の普及について更なる推進に努めてまいります。

このほかにも平成30年度から実施している市内事業者を対象とした筆談ボードや対話支援機器などの合理的配慮の提供を行う際の購入費用を一部助成する制度について、新たに講演会や研修会の開催時における手話通訳者等の設置費用を対象に追加し拡充していくとともに、本市主催の行事、イベント等においても手話通訳者等の配置を積極的に行います。

また、手話体験講座の拡充、意思疎通支援に関わる人材の育成を図るため、手話奉仕員養成講座の開催や手話通訳者などの資格取得に必要な受講料やテキストなどの経費の一部助成についても引き続き行います。

○内 容

<p>市政番組 への手話 通訳表示</p>	<p><b>手話による市政情報の発信</b> 山口ケーブルビジョン（15分）、テレビ山口（4分）、山口朝日放送（5分）による市政情報の発信事業において、画面上に手話通訳を表示して放送。</p>
<p>手話に係 る本市の 支援・助 成内容</p>	<p><b>理解促進・権利擁護推進事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民公開講座の開催</li> <li>■ 市内事業者を対象とした筆談ボードや対話支援機器などの合理的配慮の提供を行う際の購入費用を一部助成する「山口市合理的配慮の提供支援に係る助成金」制度の補助メニューを拡充（市内事業者の講演会・研修会の開催時における手話通訳者等の設置費用の一部助成）</li> <li>■ 手話体験講座の拡充</li> </ul> <p><b>意思疎通支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 意思疎通や情報の取得が困難な聴覚障がい者に対し、手話通訳・要約筆記によるコミュニケーション手段を提供</li> <li>■ 感染症感染防止のため、オンラインでの遠隔による手話通訳サービス、要約筆記サービスも実施</li> <li>■ 手話通訳士・手話通訳者・要約筆記者の資格を取得するために必要な受講料やテキストなどの経費の一部助成（補助上限額2万円）</li> </ul> <p><b>社会参加促進事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 手話奉仕員養成講座の開催</li> </ul> <p><b>市主催行事における合理的配慮の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山口市成人式式典や学校行事、イベント開催時において、引き続き、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者等）を配置</li> </ul>